

相生市手話言語条例（案）の意見募集について

「相生市手話言語条例（案）」を作成しましたので、相生市民意見提出制度（パブリックコメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき条例を修正したときは、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

条例策定の趣旨

手話は、音声言語である日本語の代替物ではなく、独自の言語であり、手話を必要とする人が自分らしく生きていく上で、かけがえのないものです。

近年では、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語であると位置づけられました。

相生市としましても、全ての市民が手話は言語であることを認識し、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、相生市手話言語条例（案）を制定します。

意見提出ができる方

- 相生市に住所、事務所又は事業所のある方
- 相生市に通勤、通学されている方
- 相生市に納税義務のある方
- この条例に利害関係がある方

意見の提出期限

平成31年1月4日（金）まで
郵送の場合は、当日消印有効

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。
様式は自由であります。氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

（1）郵送

〒678-0031

相生市旭一丁目6番28号 相生市健康福祉部社会福祉課障害福祉係

（2）ファクシミリ 0791-23-4596

（3）電子メール shogaifukushi@city.aioi.lg.jp

※ 氏名及び住所を忘れず明記してください。

案の入手方法

相生市ホームページ上、市役所の公文書公開コーナーまたは社会福祉課で
閲覧・入手できます。

その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表する
ことはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答
いたしません。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

相生市健康福祉部社会福祉課障害福祉係 TEL0791-22-7167